

第2回 三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会 事項書

令和元年7月24日

14:00~17:00

第一ビル 6階大会議室

1 開会

2 議事

- (1) 再生土等に関する県内の状況及び規制方法について
- (2) 三重県土砂条例（仮称）に係る各基準及び罰則等について
 - ① 各基準
 - ② 適用除外
 - ③ 罰則等
- (3) 三重県土砂条例（仮称）あり方に係る中間案について

3 その他

4 閉会

配布資料一覧

- 資料1 再生土等に関する県内の状況及び規制方法について
- 資料2 土砂基準及び水質基準について
- 資料3 構造基準について
- 資料4 適用除外の判断基準について
- 資料5 罰則等について
- 資料6-1 三重県土砂条例（仮称）の概要
- 資料6-2 三重県土砂条例（仮称）のあり方について（中間案）
- 資料7 今後のスケジュール（案）

再生土等に関する県内の状況及び規制方法について

1 現状

県内の再生土等については、産業廃棄物処理業の許可申請時の審査や立入検査において、品質や性状の安全性について県が確認しているほか、三重県認定リサイクル制度を設け、リサイクル製品の利用の推進を図っています。

一方、県外から搬入される再生土等については、発生元自治体の確認が行われたことが分からず、十分な改良がなされていない再生土等による崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響のおそれがあります。

2 再生土等の実態調査

県内の再生土等の取扱い状況等を把握するため、流通量を調査するとともに、令和元年7月4日から9日にかけて関係団体に対しヒアリングを実施しました。

(1) 県内の再生土等の利用状況

年度	公共 (m ³)				民間 (m ³)	合計 (m ³)
	三重県	市町	国	合計		
H28	34,788	1,800	0	36,588	92,118	128,706
H29	41,187	8,710	1,344	51,241	21,464	72,705
H30	20,429	7,587	0	28,016	44,049	72,065

(県内でリサイクル認定を受けている再生土等の販売実績)

(2) 関係団体へのヒアリング結果

項目	ヒアリング内容
品質 管理	再生土に関しては六価クロムやpHの問題があり、顧客からの要望もあったことから、固化材をセメント系から石灰系に変更し、品質のテストを行っています。今のところ中和処理を行うことで、pH:8.5程度になる結果を得ています。
	リサイクル認定を受けた自社基準で品質は管理しています。品質が担保されるよう定期的に検査し、県に報告しています。
	品質については、pH、コーン指数等を1回/月で測定しており、pHは、10~12程度です。
	溶出量及び含有量試験については2回/月行っており、コーン指数等の性状の検査は2回/年実施しています。
利用 方法	公共工事、民間工事で使用されており、民間工事では、田の埋立て等の造成工事など幅広く使用されています。
	再生土の使用用途については把握していないため、購入者がどのように使っているかは分かりません。
問題 把握	今まで植生への影響など品質に関してトラブルになったことはありません。
その他	放射能やダイオキシンまで、土質の検査などの規制が及ぶと対応が難しくなります。

3 課題及び規制方法

十分な改良がなされていない再生土等が搬入され、埋立て等に用いられないようにするため、適正な利用が行える再生土等のみを搬入できる制度を設けるとともに、品質に応じた構造基準や汚染のおそれがないことを確認する制度を設けることにより、災害の発生防止及び生活環境の保全を図ることとします。

また、再生土等は、セメント・石灰等による安定処理等が行われるため、高いアルカリ性を有することもあり、植生等へ影響を与えるおそれがあるため、地域の状況に応じて、必要な措置を講ずる制度を設けることとします。

課題	規制方法
再生土等は土砂と見分けがつきにくいこともあるため、十分な改良がなされず、土砂と称して、不要物として処分される可能性があります。	再生土として適正に利用できることを証する書類（リサイクル認定書等）を求め、適正な利用が行える再生土等のみを搬入できる制度とします。
十分な改良がなされていない再生土等は、飛散、流出、崩落のおそれがあり、有害物質の混入等による生活環境への影響も懸念されます。	<ul style="list-style-type: none">・再生土等が品質に応じた、適正利用できる構造基準を設けることにより、災害の発生防止を図ります。・汚染のおそれがないことを確認させることにより、汚染のおそれのない再生土等のみを搬入することとします。
再生土等は高いアルカリ性を有することもあるため、周囲の地形や状況によっては、植生等へ影響を与える場合があります。	埋立て区域内から当該区域外への排水が、周辺環境に影響を与えないように、埋立て等を行う場所の状況に応じて必要な措置を求めることとします。

土砂基準及び水質基準について

1 概要

三重県土砂条例（仮称）では、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等を禁止することや水質基準に適合しない場合の改善措置等を求めることを検討しています。土砂基準や水質基準については、土砂等の埋立て等に関して県民の生活環境の保全を図るうえで検討する必要がある、環境基本法や土壌汚染対策法に定める基準値を参考にしながら定めることとします。

◆中間案（P11、P15）

【盛り込むべき内容】

(1) 汚染された土砂等の埋立て等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行ってはならないこととします。

(2) 基準不適合時の対応

土壌調査や水質調査結果が基準値に適合していない場合には、直ちに県にその旨を報告するとともに、原因究明や土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならないこととします。

2 基準値の考え方

(1) 土砂基準

土砂等に係る基準として、環境基本法第16条第1項に定める土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（土壌環境基準）を用いて基準が設定された土壌汚染対策法に定める指定基準（土壌汚染対策法施行規則第31条第1項又は第2項に定める基準）と同じ基準値とします。

なお、三重県生活環境の保全に関する条例においても、同様の考え方から同基準を用いています。

(2) 水質基準

汚染された土砂等が搬入されていないことの確認を行うことから、土砂基準に定める溶出量基準と同じ基準値である土壌汚染対策法に定める地下水基準（土壌汚染対策法施行規則第7条第1項）と同じ基準値とします。

なお、三重県生活環境の保全に関する条例においても、同様の考え方から同基準を用いています。

土砂基準

項目	溶出量基準	含有量基準	
1	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	-
2	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	-
3	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	-
4	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	-
5	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	-
6	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	-
7	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	-
8	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	-
9	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	-
10	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	-
11	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること	-
12	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	-
13	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	土壌1kgにつきカドミウム 150mg以下であること
14	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌1kgにつき六価クロム 250mg以下であること
15	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン 50mg以下であること
16	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌1kgにつき水銀 15mg以下であること
17	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壌1kgにつきセレン 150mg以下であること
18	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壌1kgにつき鉛 150mg以下であること
19	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壌1kgにつき砒素 150mg以下であること
20	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌1kgにつきふっ素 4,000mg以下であること
21	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壌1kgにつきほう素 4,000mg以下であること
22	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	-
23	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	-
24	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	-
25	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	-
26	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	-

水 質 基 準

項目	基準値
1	クロロエチレン 1Lにつき0.002mg以下であること
2	四塩化炭素 1Lにつき0.002mg以下であること
3	1,2-ジクロロエタン 1Lにつき0.004mg以下であること
4	1,1-ジクロロエチレン 1Lにつき0.1mg以下であること
5	1,2-ジクロロエチレン 1Lにつき0.004mg以下であること
6	1,3-ジクロロプロペン 1Lにつき0.002mg以下であること
7	ジクロロメタン 1Lにつき0.02mg以下であること
8	テトラクロロエチレン 1Lにつき0.01mg以下であること
9	1,1,1-トリクロロエタン 1Lにつき1mg以下であること
10	1,1,2-トリクロロエタン 1Lにつき0.006mg以下であること
11	トリクロロエチレン 1Lにつき0.03mg以下であること
12	ベンゼン 1Lにつき0.01mg以下であること
13	カドミウム及びその化合物 1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること
14	六価クロム化合物 1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること
15	シアン化合物 シアンが検出されないこと
16	水銀及びその化合物 1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、 かつ、アルキル水銀が検出されないこと
17	セレン及びその化合物 1Lにつきセレン0.01mg以下であること
18	鉛及びその化合物 1Lにつき鉛0.01mg以下であること
19	砒素及びその化合物 1Lにつき砒素0.01mg以下であること
20	ふっ素及びその化合物 1Lにつきふっ素0.8mg以下であること
21	ほう素及びその化合物 1Lにつきほう素1mg以下であること
22	シマジン 1Lにつき0.003mg以下であること
23	チオベンカルブ 1Lにつき0.02mg以下であること
24	チウラム 1Lにつき0.006mg以下であること
25	ポリ塩化ビフェニル 検出されないこと
26	有機りん化合物 検出されないこと

構造基準

A 一時堆積以外の土砂等の埋立て等技術基準

No.	技術項目	項目		課題と対策	技術基準(案)	
		埋立て等の構造	高さ及び勾配		①	②
1	埋立て等の構造	埋立て等の構造	高さ及び勾配	無秩序に盛られた不安定な土砂等の崩落による区域外への被害や、法面部のはだ落ちや浸食による土砂流出を防止するため、土砂等の性状(土質区分)に応じた安定な法面勾配を設定するとともに、盛土の高さに応じて安定性の照査を実施する。	① 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年建設省令第十九号)別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土に該当するもの	安定計算を行った場合にあっては、安全が確保される高さ及び安全が確保される勾配 その他の場合にあっては、15m以下の高さ及び垂直1mに対する水平距離が1.8m以上(※約30度)の勾配
2		小段の設置	施工中及び施工後の雨水による法面の浸食による土砂流出を防止するため、一定の法高毎に小段を設けるとともに排水溝を設置するなど法面の保護に配慮する構造とする。	② その他のもの	安定計算を行ったうえで、安全が確保される高さ及び安定計算を行ったうえで安全が確保される勾配	
3		傾斜地盤対策	傾斜地の現地盤と盛土境界で発生する地すべりによる区域外への土砂等の崩落の被害や、境界部の転圧不足による表面水、地下水の集中で生じる盛土の崩壊を防止するため、必要に応じて段切りを設ける等の措置を行い境界部で発生する滑動を防止する。	土砂等の埋立て等によって生じる法面の高さが5m以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートル毎に幅が1.0メートル以上の小段が設置されていること。	著しく傾斜している土地において土砂等の埋立て等を行う場合には、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように、段切り等の措置が講じられること。	
4		締固め措置	盛土内へ雨水等の浸透による緩み、沈下、崩壊、滑りによる区域外への土砂崩落の被害や、締固め不足による盛土の沈下で生じる構造物破損による土砂等の流出を防止するため、一定の厚さの層に分けて土を盛り、建設機械等を用いて締固めを行うとともに、必要に応じてその他の措置を実施する。	土砂等の埋立て等を行った後の地盤に、雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように締め固めるとともに、必要に応じてその他の措置が講じられること。		
5		擁壁工	地下水面の上昇により法面の法尻部は特に崩壊が起こりやすく、法尻崩壊及びこれに伴う盛土全体の崩落による区域外への被害を防止するため、法尻に土留工等の必要な措置を講じる。	擁壁を用いる場合の構造については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条第1項の規定に適合するものとする。		
6	法面の保護	法面保護工	法面風化による飛散、法面浸食による土砂流出や、二次的な法面崩壊による区域外への被害を防止するため、芝張り等の法面を保護する対策を講じる。	土砂等の埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、その他の措置を講ずることにより、侵食に対して保護されること。		
7		飛散防止措置	飛砂による区域外への被害や区域外への落石、土砂等の流出を防止するため、法面以外の部分においても芝張りや植林等の飛散防止のための措置を講じる。	土砂等の埋立て等区域(土砂等の埋立て等によって生じる法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための必要な措置(土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。)が講じられること。		
8	基礎地盤の措置	軟弱地盤対策	軟弱地盤に起因するすべりや沈下等が、盛土の変状、崩壊につながり区域外への土砂崩落の被害や、盛土地盤の沈下による、周辺地盤の変形を防止するため、地盤調査等を行ったうえで安定性を検討し必要な対策を講じる。	土砂等の埋立て等の区域に滑りやすい土質の層、または軟弱な地盤があるときは、地盤の滑り、沈下又は隆起が生じないように、地質、土質、地形、地下水及び湧水等の状況等を精査し、その結果をもとに杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。		
9	排水施設の設置	湧水・浸透水の排除	浸透してくる地下水等により盛土内の水位上昇で生じる盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、湧水がある場合や溪流等から盛土部へ雨水等が集中しやすい地形において、湧水又は浸透水を適切に処理する暗渠排水施設の設置等、必要な対策を講じる。	土砂等の埋立て等の区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地、及び谷または沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地においては土砂等の埋立て等を行う場合には、湧水または浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置、その他の必要な措置が講じられること。		
10		地表水の排除	盛土内への雨水の浸透で生じる盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、適切な場所に必要な排水施設を配置する。 降雨により排水路から溢水、跳水、越流し盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、必要な流下断面等の能力を確保した排水路を設置する。	雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設(土砂等埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。)が設置されること。 同排水施設の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。		
11	その他の措置	沈砂池等の設置	区域外への土砂等の流出又は区域外の水路等の濁りを防止するため、沈砂池等の必要な施設を設置する。	土砂等の埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池(土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。)その他の土砂等の流出を防止するために必要な施設が設置されること。		
12		調整池等の設置	下流水路の氾濫による下流域の浸水被害の防止のために、必要に応じて雨水等を安全に流下させる調整機能を有する施設を設置する。	下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置又はその他の措置を講じるものとする。 なお、洪水調整池等を設置し、河川に排水する場合にあっては、あらかじめ河川管理者と十分連絡調整すること。		
13		工事の施工・管理	施工中における土砂の崩落や下流水路の氾濫、飛砂による周辺への被害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、施工の順序を検討することとする。	土砂等の埋立て等の工事の順序としては、土砂等の埋立て等の区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が先行して実施されること。		
14		その他	その他必要な事項を定める。			

構造基準

B 一時堆積の土砂等の埋立て等技術基準

No.	技術項目	項目		課題と対策	技術基準(案)		
1	埋立て等の構造	埋立て等の構造	高さ及び勾配	無秩序に盛られた不安定な土砂等の崩落による区域外への被害や、法面部のはた落ちや浸食による土砂流出を防止するため、土砂等の性状(土質区分)に応じた安定な法面勾配を設定するとともに、盛土の高さに応じて安定性の照査を実施する。	①	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年建設省令第十九号)別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土に該当するもの	5メートル以下の高さ及び垂直1メートルに対する水平距離が2.0メートル以上
					②	その他のもの	5メートル以下の高さ及び垂直1メートルに対する水平距離が2.0メートル以上
2		傾斜地盤対策		傾斜地の現地盤と盛土境界で発生する地すべりによる区域外への土砂等の崩落、流出被害を防止する。	土砂等の埋立て等の区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、土砂等の埋立て等の区域外への土砂の流出、飛散、崩壊その他の災害が発生する恐れが無いものとして知事が認める場合は、この限りではない。		
3	基礎地盤の措置	軟弱地盤対策		軟弱地盤に起因するすべりや沈下等が、盛土の変状、崩壊につながり区域外への土砂崩落の被害や、盛土地盤の沈下による、周辺地盤の変形を防止するため、地盤調査等を行ったうえで安定性を検討し必要な対策を講じる。	土砂等の埋立て等の区域に滑りやすい土質の層、または軟弱な地盤があるときは、地盤の滑り、沈下又は隆起が生じないように、地質、土質、地形、地下水及び湧水等の状況等を精査し、その結果をもとに杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。		
4	排水施設の設置	地表水の排除		盛土内への雨水の浸透で生じる盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、適切な場所に必要な排水施設を配置する。 降雨により排水路から溢水、跳水、越流し盛土の崩壊による区域外への被害を防止するため、必要な流下断面等の能力を確保した排水路を設置する。	雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設(土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。)が設置されること。 同排水施設の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。		
5	その他の措置	沈砂池等の設置		区域外への土砂等の流出又は区域外の水路等の濁りを防止するため、沈砂池等の必要な施設を設置する。	土砂等の埋立て等の区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池(土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。)その他の土砂等の流出を防止するために必要な施設が設置されること。		
6		工事の施工・管理		施工中における土砂の崩落や下流水路の氾濫、飛砂による周辺への被害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、施行の順序を検討することとする。	土砂等の埋立て等の工事の順序としては、土砂等の埋立て等の区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が先行して実施されること。		
7		その他		その他必要な事項を定める。	土砂等の埋立て等の区域の周辺に、土砂等の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯その他の土砂等の流出を防止するために必要な措置が講じられること。		

適用除外の規定

A 許可を要しない土砂等の埋立て等と判断基準

資料4

適用除外の内容	土砂等の埋立て等を行う者は、埋立て等区域ごとに、許可を受けなければならないが、次に掲げる土砂等の埋立て等(項目)については許可を要しないこととする。
趣旨	周辺環境に与える影響が小さいものや、既に災害の未然防止及び生活環境の保全が図られているものなど、本条例の規制を重ねてかけるものが不要と考えられる行為について適用除外とする。

判断基準	項目	盛り込むべき内容	理由・考え方	許可を要しないもの(例)	参考	
1	被害や影響の程度	埋立て等区域の面積が3,000㎡未満である土砂等の埋立て等(当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域でその面積が3,000㎡以上のものにおいて土砂等の埋立て等を行うこととなるものを除く。)	港湾を経由して行われるなど、大規模な土砂等の埋立て等を規制するとともに、堆積を目的としない行為や通常の経済活動等の支障にならない規模とする。 ※3,000㎡の設定根拠: 現在、問題となった箇所のうち、森林法に基づく伐採届によって開発された箇所の届出面積を参考とした。 なお、県内全域において、過去5年間に提出された開発を目的とした伐採届の一か所当たりの平均面積2,500㎡付近は、通常の経済活動と考へ、適用を除外することとした。	3,000㎡未満	都市計画法: 3,000㎡以上に適用	
	(一回の土地の区域)		物理的一体性、機能的・計画的・主体的一体性(行為が相互に関連しているか)、既行為地の施工状況及び施工時期の近接性等により総合的に規模を判断する。	高さ1m以下	宅地造成等規制法、森林法: 1mを超える(又は以上)の盛土に適用	
2	土砂等の移入の有無	事業区域内の埋立て等の除外	土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であつて当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの	新たな環境負荷が発生せず、適正な処理が可能	事業区域内の土砂等のみを用いて行う埋め立て等	
3	適正な執行の確保	埋立て行為者による除外	国、地方公共団体等が行う土砂等の埋立て等	国、地方公共団体が行うものは、責任の所在が明確である。	①国 ②地方公共団体 ③日本下水道事業団 ④高速道路株式会社 ⑤土地開発公社 ⑥土地改良区 ⑦土地改良区連合 ⑧土地区画整理組合 ⑨市街地再開発組合 ⑩水資源機構 ⑪その他(知事が認めたもの)	
				設立の目的や行為が土地の形質の変更や構造物の建設などが主な目的となっている、国、地方公共団体以外の団体等の行為は、技術基準等に基づいて行われるため、一定の土砂等の崩落や流出防止対策が図られていると考えられる。 また、環境の保全についても責任の所在が明確であり、適正な維持管理が行われることが担保されている。		
4	生活環境の保全、災害防止対策の確保	業として許可を受けた者の除外	探石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等	探石法第33条及び砂利採取法第16条の認可に際し、探石場等から採取される土砂等や採取行為等については有害物質による汚染対策が認められているほか、災害の防止や公共の福祉に反していないこと等が担保されていると考えられる。	①探石法(採取の許可を受けた者)	【探石法】 (採取計画の認可) 第三十三条 探石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事等(指定都市の長)の認可を受けなければならない。 (採取計画に定めるべき事項) 第三十三条の二 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 岩石採取場の区域 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等	廃棄物処理法に基づく許可に際し、災害の防止や生活環境の保全等が担保されていると考えられる。	③廃棄物処理法(最終処分場)	【砂利採取法】 (採取計画の認可) 第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者(都道府県知事、指定都市の長、河川管理者)の認可を受けなければならない。 (採取計画に定めるべき事項) 第十七条 前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。 一 砂利採取場の区域 二 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間 三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項 四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令、国土交通省令で定める事項
			土壌汚染対策法第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等	土壌汚染対策法に基づく許認可に際し、災害の防止や生活環境の保全等が担保されていると考えられる。	④土壌汚染対策法(汚染土壌処理施設)	【汚染土壌の処理業に関するガイドライン】 汚染土壌処理施設には雨水と汚染土壌が直接接しない構造(屋根等)及び遮断する効果を有するコンクリートの層を設置するよう必要な敷地面積を要しており災害の防止や生活環境の保全が図られている。

判断基準	項目	盛り込むべき内容	理由・考え方	許可を要しないもの(例)	参考	
5	許可権者による指導監督、または適正な維持管理の確保	他法令の許可を受けた者、規則で定める埋め立て等の除外	法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって別で定めるもの	区域や施設をその権原に基づき管理する者(以下「管理者」という。)が、その管理する区域や施設において他の者が行う土砂等の埋立て等の行為を許可し、許可に基づく行為をその管理者が適切に監督することが見込まれる。	①道路法 第24条の承認又は第32条第1項若しくは第91条第1項の許可	
					②都市公園法 第5条第1項、第6条第1項の許可(ともに第33条第4項で準用する場合を含む)	
					③下水道法 第16条の承認(第25条の18及び第31条で準用する場合を含む)	
					④海岸法 第8条第1項若しくは第37条の5の許可、第13条第1項の承認	
				⑤港湾法 第37条第1項の許可(第2号を除く)		
				⑥河川法 第20条の承認又は第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可		
				⑦三重県港湾施設管理条例第3条第1項又は同条第2項の許可		
				⑧四日市港管理組合港湾施設条例第5条第1項の許可		
				⑨土地区画整理法 第4条第1項の認可又は第76条第1項の許可		
				⑩都市計画法 第29条第1項又は2項の許可		
				⑪都市再開発法 第7条の9第1項の認可又は第66条第1項の許可		
				⑫三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項の確認		
				⑬鉄道事業法第3条の許可を受けたもの(ただし、鉄道路線、停車場その他の鉄道設備に限る)		
				⑭その他		
			公共的施設の整備を目的とするものであり、整備計画の許認可権者の指導監督により、適正な土砂等の埋立て等が担保される。			
			その他法令等で許可を受けた者であって上記理由・考え方と類する者			
			都市の秩序ある整備を目的に公共施設等の整備や宅地の安全性等について一定の水準が確保されており、許可権者や関係市町の指導監督により適正な土砂等の埋立て等が担保される。			
			公共的施設の整備を目的とするものであり、整備計画の許認可権者の指導監督により、適正な土砂等の埋立て等が担保される。			
			その他法令等で許可を受けた者であって上記理由・考え方と類する者			
6	応急措置	災害のために必要となった応急措置の除外	非常災害のために必要となった応急措置として行う土砂等の埋立て等	非常災害の復旧や二次災害防止のために行う応急的な埋立て等であることから適用除外とする。ただし、短期間で行われる必要最小限のものに限られる。	非常災害によって必要となった応急措置として行う土砂等の埋立て等	
7	その他	災害発生の恐れのないものとして定めるものの除外	前項目に掲げるもののほか、別で定める土砂等の埋立て等	原材料の保管が目的であり、適正な管理が期待できる。	①製品製造のための原材料としての土砂等の埋立て等(コンクリート、ガラスなど)	【県内の生コンクリート工場】 三重県生コンクリート工業組合 53社 68工場(協業含む) 【判断基準】 同一敷地内で生コンプラントが設置されており、堆積された材料が製造のためと特定できる状態であるもの
				既に設置されている施設の本来の機能を維持管理のための軽易な行為であるため、改修工事として行う埋立て等は含まれない。 また、農地の嵩上げは管理行為にあたらぬ。	②運動場、駐車場等	
				公の施設の管理する者がその権原に基づき、適正な土砂等の埋立て等を行わせることが期待できるため	③公の施設の指定管理者が行う施設管理のための土砂等の埋立て等	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等埋立て等 【地方自治法】 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2(略) 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
				廃棄物処理法所管部局の指導により適正な土砂等の埋立て等を行わせることが期待できるものであるため。	④廃棄物処理法の最終処分場(昭和52年改正前に設置されたもの)において行う土砂埋立て等	
				土壌汚染対策法所管部局の指導により、適正な土砂等の埋立て等を行わせることが期待できるものであるため。	⑤土壌汚染対策法 要措置区域、形質変更時要届出区域での汚染の除去や拡散の措置等	
				公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立てについては、埋立て終了後、竣工の手続きを経てはじめて土地となるとともに、埋立て期間中においては、埋立免許により埋め立て方法等が厳格に管理されていること、また、関係者以外立入禁止の状態が管理されていることなどから、災害の防止及び生活環境の保全が図られている。	⑥公有水面埋立法の免許を受けた埋立て	
			その他	⑦その他知事が認めるもの		

B 構造基準の適用を要しない行為と判断基準

判断基準	項目	盛り込むべき内容	理由・考え方	許可を要しないもの(例)	参考
1	法令の主旨より災害防止対策の確保	法令が災害防止の観点から規制を行っているもの	土砂等の埋立て等の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られているものとして別で定めるものである場合には、構造基準の規定は、適用しない。	災害防止の観点から規制を行っており、形状および構造について重ねて審査する必要がないと考えられる。 ※管理者の管理範囲等が明確でないため、環境保全に係る基準は適用が必要なため、構造上の適用のみを除外する。	①地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する行為 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を要する行為 ③三重県砂防指定地等管理条例第4条第1項の許可を要する行為 ④その他

命令の内容一覧表

No.	対象となる行為等	関係項目	命令の対象者	命令の内容	命令違反の罰則
1	土砂基準不適合の埋立て等が行われている場合	土砂基準	【2】	埋立て等の停止 土砂の全部又は一部を撤去 環境保全措置	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2	災害防止のための緊急の場合	許可	【1】	埋立て等の停止 災害防止措置	
3	許可を受けずに埋立て等を行った場合	許可	【2】	土砂の全部又は一部を撤去 災害防止措置 環境保全措置	
4	変更許可を受けずに埋立て等を行った場合	変更許可	【1】	土砂の全部又は一部を撤去 災害防止措置 環境保全措置	
5	許可基準に適合しない状態で完了又は廃止又は休止し、災害防止措置を講じない場合	完了の届出等	【3】	災害防止措置 環境保全措置	
6	許可を取消された場合	許可の取消し	【4】	災害防止措置 環境保全措置	
7	許可基準不適合の場合	許可基準	【1】	土砂の全部又は一部を撤去 災害防止措置 環境保全措置	
8	水質基準不適合の場合	水質検査	【1】	埋立て等の停止 環境保全措置	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
9	土地所有者へ勧告を行った場合	土地所有者への勧告	【6】	災害防止措置 環境保全措置	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
10	許可の取消し要件に該当する場合	許可の取消し	【5】	埋立て等の停止	罰則は設けない

【1】埋立て等の許可を受けた者

【2】埋立て等を行った者

【3】必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者

【4】許可の取消しを受けた者

【5】埋立て等の許可を受け、許可の取消し要件に該当する者

【6】土地所有者

罰則一覧表

No.	罰則	違反事項	関係項目	違反の内容と罰則の対象者
1	2年以下の懲役 又は100万円 以下の罰金	許可違反	許可	必要な許可を受けずに(許可の規定に違反して)土砂等の埋立て等を行った者
2		変更許可違反	変更許可	必要な変更許可を受けずに(変更許可の規定に違反して)土砂等の埋立て等を行った者
3		地位承継承認違反	地位の承継	地位承継の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者
4		虚偽等による 許認可取得	許可	偽りその他不正の手段により許可を受けた者
5			変更許可	偽りその他不正の手段により変更許可を受けた者
6			地位の承継	偽りその他不正の手段により地位承継の承認を受けた者
7		命令違反	命令	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等がおこなわれているおそれがある場合の措置、停止又は撤去の命令に違反した者
8				緊急に災害の発生を防止するための措置や停止の命令に違反した者
9				許可を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は、撤去命令に違反した者
10				変更許可を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は、撤去命令に違反した者
11				許可基準に適合しない状態で完了・廃止・休止し必要な措置を講じない場合の必要な措置命令に違反した者
12				許可を取消した場合の措置命令に違反した者
13				土砂等の埋立て等が許可基準に適合しない場合の措置命令又は、停止命令に違反した者
14	1年以下の懲役 又は100万円 以下の罰金	命令違反	命令	水質基準に適合しなかった場合などの措置命令又は、停止命令に違反した者
15	6月以下の懲役 又は50万円以 下の罰金	土地所有者の命令等違反	土地所有者への勧告及び命令	埋立て等状況確認及び報告を行わず、勧告及び命令に従わなかった者
16		搬入禁止違反	土砂等搬入の禁止	土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入を行った者
17	50万円以下の 罰金	報告義務違反	土砂等搬入の報告	土砂等の搬入する際に土砂等発生場所及び汚染のおそれがないことを確認した結果を報告しなかった又は虚偽の報告を行った者
18			土砂等の使用量の報告	土砂等の埋立て等に使用された土砂等の量を報告しなかった又は虚偽の報告を行った者

19	50 万円以下の 罰金	報告義務違反	定期的な水質検査結果の報告	土砂等の埋立て等を行っている間、定期的に排水の水質検査結果を報告しなかった又は虚偽の報告を行った者	
20			完了時等水質検査結果の報告	土砂等の埋立て等完了又は廃止時に水質検査結果等を報告しなかった又は虚偽の報告を行った者	
21			水質検査不適合時の報告	水質基準に適合しないと確認した時に報告しなかった又は虚偽の報告を行った者	
22		設置義務違反	標識の掲示	標識を掲示しなかった者	
23			境界標の設置	境界標を設けなかった者	
24		30 万円以下の 罰金	作成義務違反	土砂等管理台帳の作成	土砂等管理台帳を作成せず、又は虚偽の記載をした者
25			報告徴収違反	報告の徴収	報告徴収に応じず、又は虚偽の報告をした者
26	立入検査の拒否等		立入検査	立入検査を拒み、妨げ又は忌避するなどをした者立入検査を拒み、妨げ又は忌避するなどをした、又は虚偽の報告をした者	
27	届出義務違反		軽微な変更	許可申請の内容に対して軽微な変更を行った時、報告をしなかった又は虚偽の報告を行った者	
28		着手届出	許可に基づく土砂等の埋立て等に着手した時の報告をしなかった又は虚偽の報告を行った者		
29		完了届出等	着手の届出、完了・廃止・休止時の再開の届出等、必要な届出をせず、又は虚偽の届出せず、又は虚偽の届出をした者		
30	保存義務違反	関係図書の保存	関係書類及び土砂管理台帳を保存しなかった者		

三重県 土砂条例(仮称)における罰則(案)と他府県の規定一覧表

三重県 土砂条例(仮称) 罰則(案)					他府県条例の罰則 懲役(年) 罰金(万円)																備考				
No.	罰則	違反事項	対象者	違反の内容	1	2	3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	17	18		19	20		
					茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	岐阜県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県	大分県			
1	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	許可違反	埋立て等を行った者	許可を受けずに(許可の規定に違反して)埋立て等を行った場合	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	2	1	各府県条例とも最も重い罰則を科している		
2		変更許可違反	埋立て等を行った者	変更許可を受けずに(変更許可の規定に違反して)埋立て等を行った場合	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	2	1	各府県条例とも最も重い罰則を科している		
3		地位承継違反	埋立て等を行った者	地位承継の承認を受けずに、埋立て等を行った場合		1			1		2			2						1		1	各府県条例とも最も重い罰則を科している		
4		虚偽等による許可取得	埋立て等の許可を受けた者	偽り等不正な手段によって許可を受けた場合											2								大阪府条例のみ罰則を科している		
5		虚偽等による変更許可取得	埋立て等の許可を受けた者	偽り等不正な手段によって変更許可を受けた場合											2								大阪府条例のみ罰則を科している		
6		虚偽等による承認取得	埋立て等の許可に基づく地位の承継承認を受けた者	偽り等不正な手段によって承認承認を受けた場合											2								大阪府条例のみ罰則を科している		
7		命令違反	埋立て等を行った者	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等がおこなわれているおそれがある場合の措置や停止の命令に違反した場合		1	2	1	1				1	2			1	1	1	1	1		1	各府県条例とも最も重い罰則を科している	
8			埋立て等の許可を受けた者	緊急に災害の発生を防止するための措置や停止の命令に違反した場合		1	2	2	1			2	1		2	2	1	1	1	1	1			各府県条例とも最も重い罰則を科している	
9			埋立て等を行った者	許可を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は撤去命令に違反した場合	2	1	2	2	1	2	2	1	1	2	2		1	1	1	1	1	2	2	各府県条例とも最も重い罰則を科している	
10			埋立て等の許可を受けた者	変更許可を受けずに埋立て等を行った場合の措置命令又は撤去命令に違反した場合	2	1	2	2	1	2	2	1	1	2	2		1	1	1	1	1	2	2	各府県条例とも最も重い罰則を科している	
11			埋立て等の許可を受け必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者	許可基準に適合しない状態で完了・廃止・休止し必要な措置を講じない場合の措置命令に違反した場合		1	2	2	1	1	1	1	1		2	2	1	6	1	1	1	1	1	1	概ね各府県条例とも最も重い罰則を科している
12			埋立て等の許可を受けた者	許可を取消した場合の措置命令に違反した場合			2	2	1	1	1	1	1		2	2	1	6	1	1	1	1	1	1	概ね各府県条例とも最も重い罰則を科している
13			埋立て等の許可を受けた者	土砂等の埋立て等が許可基準に適合しない場合の措置命令又は、停止命令に違反した場合		1	1	1	1	1	1	1	1		2	2	2	1	6	1	1	1	1	1	概ね各府県条例とも最も重い罰則を科している
14	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	命令違反	埋立て等の許可を受けた者	排水の水質基準に適合しない場合の措置命令又は土砂の全部又は一部の撤去命令に違反した場合										1	2	1		1	1	1		1	大阪府以外は全ての埋立て等に対する措置命令等		
15	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	土地所有者の命令違反	土地所有者	埋立て等状況確認及び報告を行わず、命令に従わなかった場合					1	6				6									概ね6ヶ月50万円の罰則を科している		
16		搬入禁止違反	土砂等を搬入した者	土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入を行った場合				6		6				2			6					6	概ね6ヶ月50万円の罰則を科している		
17	50万円以下の罰金	報告義務違反	埋立て等の許可を受けた者	土砂等の搬入する際に土砂等発生場所及び汚染のおそれがないことを確認した結果を報告しなかった又は虚偽の報告を行った場合		50	50	50	50		50	50		50	30	30	50	50	50	50		50	概ね50万円の罰則を科している		
18			埋立て等の許可を受けた者	土砂等の埋立て等に使用された土砂等の量を報告しなかった又は虚偽の報告を行った場合	30	50	50	50	50	50	50	50			50			50	50	50	50	20		概ね50万円の罰則を科している	
19			埋立て等の許可を受けた者	土砂等の埋立て等を行っている間、定期的に水質検査結果等を報告しなかった又は虚偽の報告を行った場合	30	50	50	50	50						50				50	50	50		50	概ね50万円の罰則を科している	
20			埋立て等の許可を受けた者	土砂等の埋立て等完了又は廃止時に水質検査結果を報告しなかった又は虚偽の報告を行った場合				50					50	30		50								概ね50万円の罰則を科している	
21			埋立て等の許可を受けた者	水質基準に適合しないと確認した時に報告しなかった又は虚偽の報告を行った場合				50								50								50	50万円の罰則を科している
22		設置義務違反	埋立て等の許可を受けた者	標識を提示しなかった場合	30			50			50	50		30	50			50					20	概ね50万円の罰則を科している	
23			埋立て等の許可を受けた者	境界標を設けなかった場合											50									大阪府条例のみ罰則を科している	
24			作成義務違反	埋立て等の許可を受けた者	土砂等管理台帳を作成・記載しなかった又は虚偽を記載した場合		50	50		50		50			50		30					50	50	概ね50万円の罰則を科している	
25		報告徴収違反	埋立て等を行う者	土砂等埋立て等の施工状況等、必要な事項の報告を求めた時、報告をしなかった又は虚偽の報告を行った場合	50	50	50	50	50	50	50	50	30	50	50	30	30	50	50	50	50	20	50	概ね50万円の罰則を科している	
26		立入検査の拒否等	埋立て等を行う者	立入検査の拒否、妨害、忌避又は答弁拒否した又は虚偽の報告を行った場合	50	50	50	50	50	50	50	50	30	50	50	30	30	50	50	50	50	20	50	概ね50万円の罰則を科している	
27	30万円以下の罰金	届出義務違反	埋立て等の許可を受けた者	許可申請の内容に対して軽微な変更を行った時、報告をしなかった又は虚偽の報告を行った場合	30	30	30	30	30				30	30	30	30	30	30	30	30		30	30万円の罰則を科している		
28			埋立て等の許可を受けた者	許可に基づく土砂等の埋立て等に着手した時の報告をしなかった又は虚偽の報告を行った場合	30			30	30					30	30	30							30	30万円の罰則を科している	
29		埋立て等の許可を受けた者	許可に基づく土砂等埋立て等が完了・廃止・休止・再開した時の報告をしなかった又は虚偽の報告を行った場合		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30			30	30万円の罰則を科している	
30		保存義務違反	埋立て等の許可を受けた者	土砂管理台帳及び提出した図書の写しを保存しなかった場合		30	30		30					30	30	30	30						50	概ね30万円の罰則を科している	

三重県土砂条例(仮称)の概要

§ ①

この条例は、土砂等埋立て等に関する県、土砂等埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

埋立て実施前

【住民への周知】

§ ④

許可申請予定者は、周辺住民に対し、事業計画等について説明会等を実施

【土砂等の埋立等の許可】

§ ⑤

- ・土砂等の埋立て等の行為を行う面積3,000㎡以上かつ高さ1mを超える場合
- ・土砂等の埋立て等の行為を行う土地の所有者の同意
- ・周辺住民への説明会等の実施

【許可基準】

§ ⑤⑦⑧

- ・災害防止(構造基準への適合など)
- ・生活環境保全(土砂基準への適合など)
- ・申請者の資力及び信用
- ・水質調査を行うための措置

など

土砂等の搬入開始

埋立て行為開始時

【土砂等の搬入規制】

§ ⑥

- 汚染された土砂等の埋立て禁止
 - ・何人も土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない
- 土砂等の搬入等の事前届出
 - ・発生場所ごとに、同一の搬出場所から搬入する量が一定量までごとに、事前の届出が必要
 - ・土砂等発生元証明書(再生土等の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれのないことを証する書類の添付

【維持管理に関する規制】

§ ⑨

- 埋立地の管理台帳への記載
 - ・土砂等の発生場所ごとの搬入量等を記載した管理台帳を作成し、一定期間ごとにその写しを報告
- 埋立地における水質調査
 - ・一定期間ごとに埋立地からの排水の水質を調査し、結果を報告

埋立て行為完了時

【維持管理に関する規制】

§ ⑨

- 土砂等の埋立等に係る完了等の届出
 - ・埋立地の土砂等の堆積の形状や土壌及び水質調査の結果報告
- 完了検査
 - ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

【公表】

§ ④

- ・許可した埋立地一覧
 - ・申請書等の縦覧
 - ・許可取消しを受けた者
 - ・改善命令等を受けた者
- など

【罰則】

§ ⑭

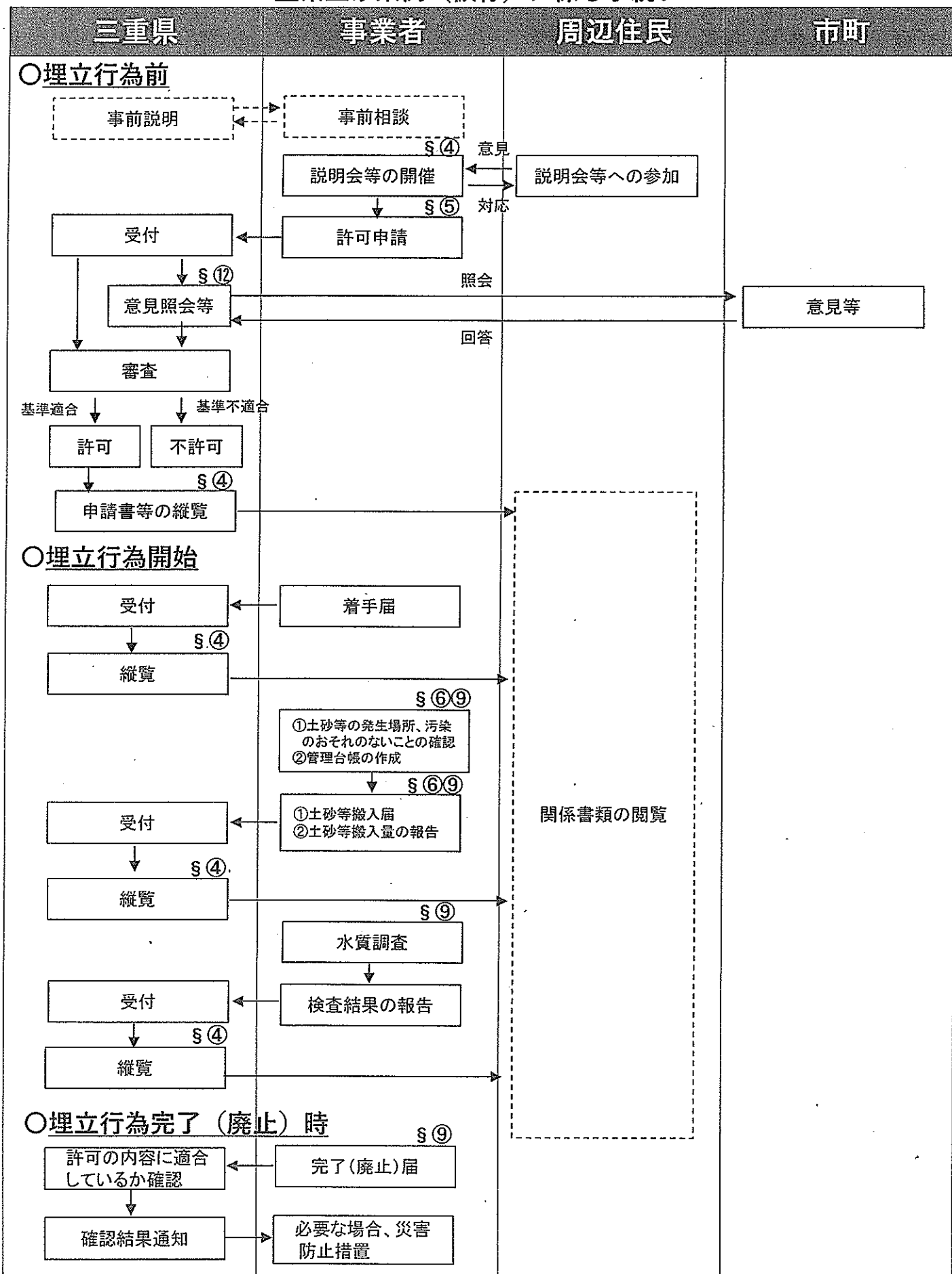
- ・無許可埋立
 - ・命令違反
 - ・無届・虚偽報告
 - ・立入検査の拒否等
- など

【土砂等搬入禁止区域】

§ ⑪

人命又は財産に危害が及ぶおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

三重県土砂条例（仮称）に係る手続フロー



(たたき台)

三重県土砂条例（仮称）のあり方について

(中 間 案)

令和元年8月

三重県環境審議会 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会

<目 次>

これまでの審議の経過	1
1 新条例制定の必要性	2
2 新条例の制定のあり方についての基本的な考え方	3
3 新条例の名称	3
4 新条例に盛り込むべき内容	4
(1) 総則	
① 条例の目的	4
② 用語の定義	5
③ 責務の明確化	6
(2) 土砂等の埋立て等の把握	
④ 住民の周知	7
⑤ 埋立地等の把握	9
⑥ 土砂等の搬入規制	11
⑦ 大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	13
⑧ 欠格要件	14
⑨ 埋立地等の維持管理に関する規制	15
⑩ 適用除外	17
(3) 土砂等搬入禁止区域	
⑪ 土砂等搬入禁止区域の指定	20
(4) 雑則	
⑫ 市町との連携	21
⑬ 経過措置	22
(5) 罰則等	
⑭ 立入検査、報告徴収、命令、罰則	23
【参考資料】	
資料1 三重県環境審議会委員名簿	25
資料2 三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会名簿	27
資料3 諮問書（写）	29

これまでの審議の経過

三重県環境審議会（以下「審議会」という。）は、平成31年度第1回審議会（令和元年5月21日開催）において、三重県知事から諮問がありました「三重県土砂条例（仮称）のあり方」についての審議を行い、三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会（以下「部会」という。）を設置し、調査・検討することを決定しました。

このため部会では、審議からの付託に基づき、①条例制定の必要性、②条例の制定のあり方についての基本的な考え方、③条例に盛り込むべき内容や方策等について、審議を行いました。

審議に当たっては、県民の皆様が安全で安心な暮らしを営めることを念頭に置き、三重県を取り巻く、土砂等の埋立て等の行為に係る問題に対応するために、条例に盛り込むべき内容等について検討を進め、その状況を「中間報告」として取りまとめました。

今後、この「中間報告」について、県民、事業者、市町の皆様から幅広い御意見をいただきながら、さらに議論を深め、最終的な答申につなげたいと考えています。

【審議の概要】

◆ 第1回部会（令和元年6月26日）

○土砂等に係る実態の報告

- ・建設発生土及び建設汚泥の搬出及び利用等の状況

○土砂等に係る規制等の状況の報告

- ・全国の条例の制定状況と主な規制内容
- ・県内の条例や要綱等の制定状況
- ・全市町との協議結果

○三重県土砂条例（仮称）による規制のあり方について（素案）

- ・土砂等の埋立て等の課題及び検討内容
- ・土砂等の埋立て等の規制による方向性

◆ 第2回部会（令和元年7月24日）

○三重県土砂条例（仮称）による規制のあり方について

- ・再生土等に関する県内の状況及び規制方法について
- ・三重県土砂条例（仮称）に係る各基準及び罰則等について

○中間案の審議

条例に盛り込むべき内容等

1 条例の制定の必要性

建設工事等に伴い発生する土砂等については、平成 24 年度建設副産物実態調査結果（国土交通省）によると、全国で発生した建設発生土のうち、約半分が発生した現場内で利用されず、場外に搬出されています。この場外に搬出されたものの 36%が工事現場内での発生抑制や工事間利用等による有効利用が行われておりますが、場外搬出量のうち 64%は内陸受入地に搬出され、民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられています。

三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積上げられる事案も見られています。埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっています。

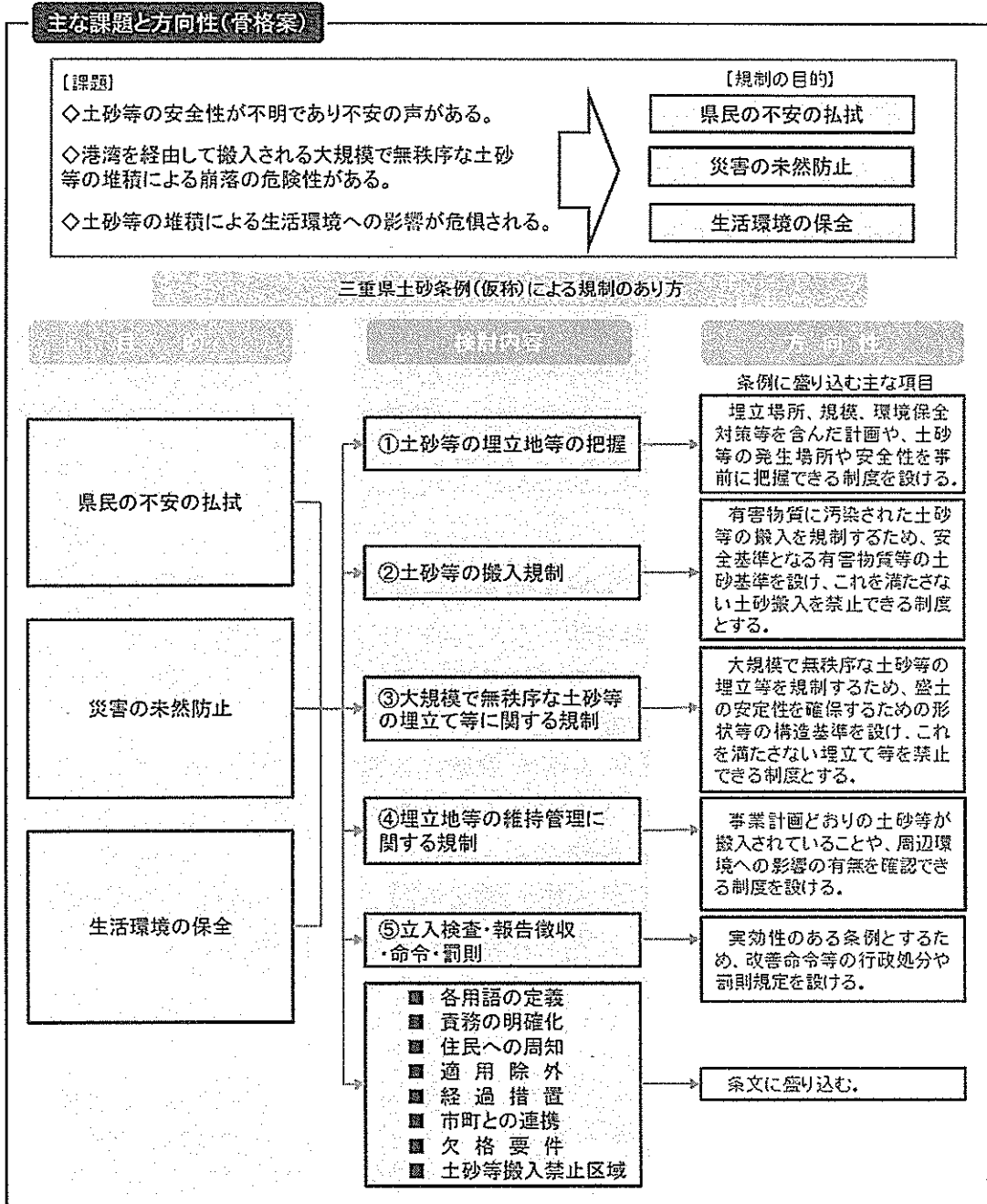
また、土砂等の搬入に関し、県内全市町と協議を実施したところ、県内の他地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られました。

これらの行為に対しては、現状、既存法令で災害の防止や生活環境の保全等の観点から一定の規制がなされていますが、適用範囲や条件が限られており、効果的な規制指導が困難な場合があります。

土砂等の埋立て等の行為に対して、県内統一的な規制制度がなく、県民の不安を払拭するためには、現行の法律や条例あるいは監視体制の整備だけでは十分に対応することができない課題があります。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや大阪万博等の全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあることから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例を制定する必要があると考え、三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会において、県民の安全で安心な暮らしの確保を最優先に、埋立て等の行為の現場において当該行為を適正に実施させるための制度のあり方について議論を行い、条例のあり方を中間報告としてまとめました。

2 条例の制定のあり方についての基本的な考え方



3 条例の名称

新条例の名称は、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全を図ることにより、県民の皆様の安全で安心な暮らしを確保することを目的としていることから『三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例』とすることが適当であると考えています。

今後、より県民の皆様に分かりやすく、また実効性のある条例となるよう引き続き議論を深めていくこととしています。

4 条例に盛り込むべき内容

今回、新たに制定する条例については、次の制度を盛り込むことが適当であると考えており、今後さらに議論を深めていくこととしています。

4 (1) 総則

① 条例の目的 (§ ①)

【盛り込むべき内容】

1 条例は、土砂等埋立て等に関する県、土砂等埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とします。

(制定の趣旨)

三重県は、多様化・複雑化する環境問題や県民の皆様からのニーズにこたえるため、環境行政の基本的な方向を明らかにした「三重県環境基本条例（以下「基本条例」という。）」を制定し、この基本条例の基本理念にのっとり、環境保全に関する施策の展開が図られてきました。

県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に大量に土砂等が搬入されており、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民の皆様が不安が広がっている状況を踏まえ、条例においてもこの基本条例の基本理念にのっとり、県の実情に応じた施策の展開を図り、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の適正化を図る必要があります。

【参考】三重県環境基本条例

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町等との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたって自然と人との共生を確保するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、及び県民の福祉に貢献することを目的とする。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

② 用語の定義 (§ ②)

【盛り込むべき内容】

条例の運用にあたって必要な定義を定めます。

- 1 「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（再生土等を含む。）をいいます。
- 2 「再生土等」とは、再生土及び改良土をいいます。
- 3 「埋立て等」とは、土砂等の埋立て、盛土その他土地への堆積をいいます。
- 4 「土砂等埋立て等区域」とは、土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいいます。
- 5 「土砂等を発生させる者」とは、建設工事の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させるものをいいます。

(制定の趣旨)

土砂等の埋立てにかかる用語は様々で認識の相違があります。

条例の運用にあたっては用語等について、正確に認識される必要があります。

- ・ 条例が対象とする「土砂等」の範囲について
- ・ 「再生土等」の範囲について
- ・ 「埋立て」「堆積」「盛土」、土砂等を埋立て等の行為について
- ・ 責務の対象者について

など必要な事項について、行政、住民、事業者等が共通の認識を持つため条例に定義する必要があります。

このことから、条例で使用される用語のうち、特に重要な意味を持つもの、頻繁に使用されるものについて、正確に認識されるために用語の定義を明確にすることとします。

【土砂等】

土砂等に再生土等を含みます。ただし、以下は土砂等から除くこととします。

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の廃棄物（第 2 条第 1 項）
- ② 「土壤汚染対策法」の汚染土壌（第 16 条第 1 項）

【再生土】

産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項）（汚泥等）の脱水、混練等の処理により生じた物であって、土砂等と同様の形状を有する物

【改良土】

土砂の性状が埋立て等に適さないためセメントや石灰を混合し科学的安定処理したものの。

③ 責務の明確化（§③）

【盛り込むべき内容】

1 県の責務

災害の防止又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われないう必要な施策を推進するとともに、市町が土砂等の埋立て等に関する施策を実施しようとする場合に、情報提供、技術的な助言等の必要な協力を実施します。

2 土砂等の埋立て等を行う者の責務

土砂等の埋立て等を行う場合には、周辺地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、災害の防止及び生活環境の保全のための必要な措置を講じなければならないこととします。

3 土砂等を発生させる者の責務

建設工事に伴う土砂の発生抑制及び有効利用の促進並びに不適正な土砂等の埋立て等が行われないう適正処理に努めなければならないこととします。

4 土地所有者の責務

所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないう適正な管理に努めなければならないこととします。

（制定の趣旨）

土砂等の埋立て等についての県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土地所有者の責務が不明確であり、生活環境保全上の支障等の問題が発生した事案の適切な是正のためには、関係者の責任の所在を明確化しておく必要があります。

県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、土地所有者の責務を定め、土砂等の埋立て等の適正化を図ることが必要と考えます。

また、土地所有者に対しては、土砂等の埋立て等の施工状況の確認や許可の内容と異なる扱いを確認した場合の県への報告等の義務を定めることが適当と考えます。

4 (2) 土砂等の埋立て等の把握

④ 住民への周知(公表)(§④)

【盛り込むべき内容】

1 説明会の開催等

申請予定者は、許可申請に先立って、周辺住民の理解を得るため、説明会の開催等により、周辺住民に対し、事業計画等の周知を行わなければならないこととします。

2 周辺住民の意見

周辺住民は、申請予定者に対し、災害防止及び生活環境保全上の見地から意見を述べるができることとします。

3 意見への対応

申請予定者は、前項の意見に対応するとともに、事業計画に反映させるよう努めなければならないこととします。

4 関係書類の縦覧

県は、許可をした事業が施工されている間、当該事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を縦覧に供することとします。

5 行政処分等の公表

県は、当該事業に関し、この条例の規定に基づき行った許可、許可の取消し、措置命令など処分の内容等を公表することとします。

(制定の趣旨)

住民は近隣で土砂等の埋立て等の事業が行われることを事前に把握することができず、土砂等の崩落の危険性や周辺環境の悪化を懸念する不安が広がっています。

土砂等の埋立て等に関しては、崩落の危険性や有害物質による汚染など、生活環境に与える影響や不安が大きいため、当該事業について事前に周辺住民が把握できる制度が必要と考えます。

事業者が埋立て等の行為前に、事業計画並びに災害の防止及び生活環境への保全措置等を周辺住民に説明し、周辺住民は当該事業計画に対して災害防止や生活環境保全上の見地から意見を述べることにより、両者の信頼関係の構築を図るため、説明会等を実施することが適当と考えます。

また、説明会等において事業者が説明した内容が確実に実施されるよう、許可申請時に説明会等の実施状況に関する書類の提出を義務付けるとともに、周辺住民が当該事業に関する内容を確認できるよう、この条例の規定により県に提出し

た申請書や届出等を県は縦覧に供することが適当と考えます。

なお、県は周辺住民や土砂等を発生させる者等に必要な情報を提供するため、許可を受けた埋立地等の情報や基準を超えた土砂等の埋立て等を行った場合など同条例に係る違反があった場合についても、公表することが適当と考えます。

⑤ 埋立地等の把握（§⑤）

【盛り込むべき内容】

1 土砂等埋立て等の許可

土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等の区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととします。

2 許可の申請の手続

許可を受けようとする者は、埋立て等の目的、場所、規模、災害防止や生活環境を保全するために講ずる措置、土砂等の発生場所、埋立て等の区域の地質の状況、埋立行為等の完了時の形状が崩落等の危険性が無いことを示す書類を添付した申請書を知事に提出しなければならないこととします。

3 許可基準

知事は、許可申請があった場合において、当該申請が次のいずれにも適合していると認めるときは、許可することとします。

- ・申請者が不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者でないこと
- ・申請者が事業を履行することが可能な相応の資力等を有する者であること
- ・土砂等の埋立て等に関し土地所有者の同意を得ていること
- ・管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置いていること
- ・災害を防止するために必要な措置が講じられていること
- ・生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、必要な措置が講じられていること
- ・事業計画が規則で定める構造及び土砂基準に適合していること
- ・埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられていること

（制定の趣旨）

紀北町、尾鷲市地域の港湾を經由して大都市圏から大量に搬入される土砂等については、県が行政指導により任意で土砂等の発生元情報、土壌成分情報の提出を求めています。強制力を有していません。周辺住民の不安を払拭するためには、土砂等の埋立て等に係る事業について、実施前に周辺住民と県・市町が把握でき、さらに県として適切な指導・監督を行うことができる制度が必要と考えます。

このため、災害発生や有害物質の混入等による周辺環境の悪化が懸念される一定規模以上の埋立て等の行為については、使用される土砂等の量が多く、人の生命、身体、財産、生活環境へ大きな影響が与えられるおそれがあるため、許可制として安全性を確保できる土砂等の埋立て等のみを認めることが適当と考えます。

許可申請にあたっては、埋立ての目的、場所、規模、災害防止や生活環境を保全するために講ずる措置、土砂等の発生場所、埋立て区域の地質の状況、埋立行為等の完了時の形状が崩落等の危険性が無いことを示す書類等を事前に提出させることで、県が事業内容を把握し、適切に指導・監督を行うことが適当と考えます。

許可基準としては、災害防止や生活環境の保全に係る基準に加えて、関係法令等に違反した者や申請した事業を全て履行することが可能な相応の資力等を有しない者が十分な防災対策や生活環境対策をせずに行方地を放棄するおそれがあることから申請者の資力（経理的基礎を有すること）や信用（欠格要件）に係る基準を設けることが適当と考えます。

⑥ 土砂等の搬入規制（§⑥）

【盛り込むべき内容】

1 土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行ってはならないこととします。

2 発生場所及び汚染のおそれのないことの確認

許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認し、知事に報告しなければならないこととします。

3 適正利用できる再生土等の確認

許可を受けた者が、再生土等の埋立て等を行うため、当該許可に係る埋立等区域に再生土等を搬入しようとするときは、適正利用できる再生土等であることを確認し、知事に報告しなければならないこととします。

4 再生土等による環境影響の防止措置

許可を受けた者が、再生土等の埋立て等を行う場合は、当該埋立て等により地域の生活環境の保全上の支障が生ずることのないように、埋立区域外に流出する水が周辺環境に影響を与えないための措置を講じなければならないこととします。

（制定の趣旨）

周辺住民が安心して過ごせる生活環境の保全を図るため、汚染された土砂や不適正な処理による再生土等が埋立等に使用されることを未然に防止できるよう、県内で一律に適用できる規制制度が必要と考えます。

生活環境の保全を図るため、有害物質の混入等による汚染した土砂等が埋め立てられることのないよう、安全基準となる有害物質等の土砂基準を設け、これを満たさない土砂等の埋立て等を禁止することが適当と考えます。

許可を受けた埋立て地への土砂等の搬入にあたっては、汚染された土砂等が使用されることを未然に防止するため、土砂等の発生場所やその性状を確認し、汚染のおそれがない土砂等のみを搬入できるようにすることが適当と考えます。

発生場所等の情報については、発生場所を証する書類や、汚染のおそれがないことを証する書類により、県がこれを審査し、監視・指導を行います。

なお、汚染の状況の確認は、土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査結果の情報など、既存の情報があれば、埋立て等の行為者において、これを活用することも考えられます。

(再生土等)

特に再生土等については、高いアルカリ性を有することがあり植生等へ影響を与えるおそれがあるため、生活環境保全上の措置を求めるなど生活環境の保全を図ることが適切と考えます。

また、不適正な処理による再生土等が持ち込まれないよう、適正利用できる再生土等であることを証する書類等（リサイクル認定等）の提出を義務付けることとし、県が審査し、監視・指導を行うことが適切と考えます。

⑦ 大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制（§⑦）

【盛り込むべき内容】

（構造基準）

- 1 土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時における埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積形状並びに排水施設その他の土砂等の崩壊又は流出を防止するための施設が、構造上の基準に適合しなければならないこととします。
- 2 許可を受けようとする土砂等の埋立て等が、埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下、「一時堆積行為」という。）である場合には、埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積形状並びに排水施設その他の土砂等の崩壊又は流出を防止するための施設が、1項とは別に定める構造上の基準に適合しなければならないこととします。

（制定の趣旨）

開発行為等に制限を課す法令では、その適用区域において、災害の防止等の観点から一定の規制がなされていますが、各々の規制内容は法令の目的に応じて異なっています。また、法令の適用されない区域もあります。

このため、県内全域で盛土等の崩落等による災害を未然に防止するため、土砂等の埋立て等に伴う災害の発生を防止し、県民生活の安全を確保する観点から、県内一律で埋立て等の構造基準を定め、安定した埋立て等がなされる制度とします。

構造基準には、土砂等の埋立て等の最大堆積時及び完了時の、埋立て等区域における堆積の形状及び施設の計画が、区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害のおそれがないよう定めることが適当と考えます。

一方、許可に係る土砂等の埋立て等が埋立て等区域外への搬出を目的として一時的に堆積させる行為に対しては、締固め措置を科すこと等、その性質上、永久的に設置する盛土と同様の構造基準を設定することは適切でないと考えられることから、一時堆積については別途、構造基準を定めることが適当と考えます。

⑧ 欠格要件（§⑧）

【盛り込むべき内容】

不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者

- ・破産者
- ・環境法令及び森林法や砂防法等の許認可等において土砂等の埋立て等が伴う法令や条例及び本条例と同様に災害防止や生活環境の保全を目的とした法令や条例に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者
- ・本条例の許可の取消の処分をされ一定期間を経過しない者
- ・本条例に定める措置等の命令が履行されていない者
- ・申請者が暴力団員又は暴力団関係者 等

（制定の趣旨）

許可を受けようとする者が、適正かつ確実に埋立て等の行為を行える者かどうかの判断が必要と考えます。

破産者、本条例に定める措置等の命令が履行されていない者、暴力団員又は暴力団関係者等は、不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として規定することが適当と考えます。

また、環境法令及び森林法や砂防法等の許認可等において土砂等の埋立て等が伴う法令等に基づき罰金刑以上の刑に処された者や、本条例の許可の取消の処分を受けた者については、一定期間（3～5年）、不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として規定することが適当と考えます。

⑨ 埋立地等の維持管理に関する規制（§⑨）

【盛り込むべき内容】

1 管理台帳の作成等

許可を受けた者は、土砂等の埋立て等に用いた土砂等の量等を記載した台帳を作成することとし、定期的に台帳の写しを県に提出しなければならないこととします。

2 定期的な水質等の調査等

土砂等の埋立て等の作業中において、定期的に埋立て事業区域外への排水を水質調査し、調査結果を県に提出しなければならないこととします。また、埋立て完了時には、土壌調査及び水質調査を実施し、調査結果を県に提出しなければならないこととします。

3 基準不適合時の対応

土壌調査や水質調査結果が基準値に適合していない場合には、直ちに県にその旨を報告するとともに、原因究明や土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならないこととします。

4 完了時の確認

土砂等の埋立て等の完了時においては、県に完了等に係る届出を行わなければならないこととします。県は、許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を届出者に通知するものとします。

（制定の趣旨）

土砂等の埋立て等作業期間中や事業終了後において、崩落や流出事故、有害物質で汚染された土砂等による水質汚濁など生活環境への影響を不安視する声があります。

周辺住民が安心して過ごせる生活環境の保全を図るため、作業中や完了後に崩落や流出事故、有害物質で汚染された土砂等による水質汚濁など生活環境への影響を定期的（6カ月に1回程度）に確認できる制度が必要と考えます。

事業者は適正に計画の進捗管理を行うよう、埋立て等に用いた土砂等の搬入量等を記載した台帳を作成することとし、県は事業計画の進捗を把握するため、台帳の写しを定期的に提出させることが適当と考えます。

土砂等の搬入時の確認をすり抜けて、汚染土砂等が搬入されてしまった場合に、早期に発見し対策を行えるよう、埋立て作業中に埋立て区域外への排水の水質調査を定期的（6カ月に1回程度）に実施し、県に報告する制度を設けることが適

当と考えます。

また、埋立て完了や廃止時においては、土壌調査や水質調査により周辺環境への影響の有無を確認するとともに、県が崩落事故等の防止措置等について事業計画どおりに実施されていることを確認する制度を設けることが適当と考えます。

⑩ 適用除外（§⑩）

【盛り込むべき内容】

（許可を要しない事項）

以下の事項に関して、土砂等の埋立て等を行おうとする者は、この条例の許可の適用除外とします。

- 1 埋立て等区域の面積が 3,000 m²未満である土砂等の埋立て等（当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域でその面積が 3,000 m²以上のものにおいて土砂埋立て等を行うこととなるものを除く。）又は土砂等の埋立て等高さが 1m以下の土砂等埋立て等
- 2 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- 3 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
- 4（1）採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等
（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
（3）土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
- 5 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であるもの
- 6 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- 7 前各号に掲げるもののほか、その他土砂等の埋立て等

（制定の趣旨）

県内で土砂等崩壊の危険性や有害物質等による汚染が懸念されているのは、港湾を經由して一度に大量の土砂等が運び込まれている規模の大きい埋立て地であり、また、土砂等の埋立て等の中には、他法令等により既に生活環境の保全、災害発生の防止等の対応がなされているものもあります。

このため、責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が少ないと考えられるものについては、許可の適用除外とすることが適当と考えます。

○判断の基準と考え方

(1) 一定規模未満の埋立て等の行為

県内で顕在化している課題は、港湾を經由して土砂等が搬入される規模の大きい埋立て等の現場であることから、一定規模以上（埋立て面積：3,000 m²以上かつ、高さ1mを超えるもの）の埋立て等の行為について規制することとし、小規模な埋立て等については、条例による規制の対象外とします。

①県内で課題となっている箇所（森林法に基づく伐採届出による開発）を参考に規模要件を設定します。

・経済活動に支障がない範囲で設定することとします。（伐採届による転用の平均面積を参考）

②土砂等の埋立て等を目的としていない造成工事に支障が無いよう、要件高さ以下の盛土については適用除外とします。

(2) 事業区域内で発生する土砂等のみを用いて行う埋立て等の行為

土砂等の移入がない場合、新たな環境負荷は発生せず、事業区域内での適正な利用が可能と考えられます。

(3) 国、地方公共団体等が行う埋立て等の行為

公共工事においては、各法令に基づく公共性のある特定の事業を事業者が責任をもって管理し、各法令や基準に基づき設計、施工されることから、生活環境への影響や災害の発生につながるような無秩序な土砂等の埋立て等を行われないと考えられます。このため、国、地方公共団体又は公共的団体及びこれに類する者（以下「国、地方公共団体等」という。）が行う埋立て等は適用除外とします。

(4) 業として許可を受けている埋立て等の行為

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場や土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設など許可に際し、有害物質による汚染対策など、環境の保全や災害発生防止が担保されていると考えられます。

(5) 他法令の許可等による埋立て等の行為

各法令により区域や施設をその権原に基づき管理する者（以下「管理者」という。）が、その管理する区域や施設において他の者が行う土砂等埋立て等の行為を許可し、許可に基づく行為は、その管理者が適切に指導・監督を行います。

また、都市の秩序ある整備を目的とする各法令に基づく公共施設等の整備

や宅地の整備は、安全性等について一定の水準が確保されており、許可権者や関係市町の指導監督により適正な土砂等埋立て等が担保されると考えられます。

公共的施設の整備を目的とする各法令に基づく行為は、整備計画の許認可権者の指導監督により、適正な土砂等埋立て等が担保されると考えられます。

(6) 緊急に非常災害で必要となった応急措置として行う埋立て等の行為

非常災害の仮復旧や二次災害防止のために行う応急的な埋立て等については、適用除外とします。ただし、短期間で行われる必要最小限のものに限られることとします。

(7) その他、災害発生や生活環境への影響の恐れのないもの

- ① ガラス、コンクリートなど製品製造のための原材料としての土砂等の埋立て等は、原材料の保管が目的であり、適正な管理が期待できるため適用除外とします。
- ② 運動場、駐車場の維持管理のための土砂等の埋立て等は、既に設置されている施設の本来の機能を維持管理のための軽易な行為であるため、適用除外とします。
- ③ 公の施設の管理する者がその権原に基づき行う土砂等の埋立て等の行為は、適正な土砂等の埋立て等を行わせることが期待できるため、公の施設の指定管理者が行う施設管理のための土砂等の埋立て等は適用除外とします。
- ④ 公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立てについては、埋立て期間中において、埋立免許により埋め立て方法等が厳格に管理されていること、また、関係者以外立入禁止の状態で管理されていることなどから、災害の防止及び生活環境の保全が図られていることから適用除外とします。

4 (3) 土砂等搬入禁止区域

⑪ 土砂等搬入禁止区域の指定 (§ ⑪)

【盛り込むべき内容】

1 土砂等搬入禁止区域の指定

土砂等の埋立て等が行われている区域、及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体または財産を害する恐れがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成する必要があると認めるときには、当該埋立て等区域及びその周辺を、期間を定めて土砂等の搬入を禁止する区域（土砂等搬入禁止区域）として指定することができることとします。

2 土砂等搬入禁止区域の公表

知事は、土砂等搬入禁止区域を指定したときは、その旨を公示するものとします。

(制定の趣旨)

土砂等の埋立て等が実際に行われている区域において、不適正な土砂等の埋立て等が継続された場合、災害等の発生が増大され「人の生命、身体または財産を害する」可能性が高くなります。

許可を受けた者が行為停止等の指導や命令に直ちに従わず、土砂等の搬入や堆積を継続する可能性があります。また、土砂等の搬入のみを請け負っている運搬業者には、条例の規定する命令等の効力が及びません。

このような状態で土砂等の搬入が進められると土砂等の崩落、流出または飛散による災害発生の恐れが増大し、人命または財産に危害が及ぶ恐れが生じることとなります。

このため、実際に土砂等の埋立て等が行われている箇所及びその周辺を6カ月を超えない範囲で期間を定めて「土砂等搬入禁止区域」として指定し、「何人も」土砂等の搬入ができない区域とすることが適当です。

なお、この「土砂等搬入禁止区域」の指定を不特定多数のものに周知する必要があるため、公示することが適当と考えます。

4 (4) 雑則

⑫ 市町との連携 (§ ⑫)

【盛り込むべき内容】

1 適用の除外

市町が土砂等の埋立て等を適正に処理するために定める条例等の内容が、この条例の趣旨に則していると認められるときは、この条例の知事が定める規定は当該市町には適用しないこととします。

2 市町への意見照会

許可の申請があった場合には、関係市町長に通知し生活環境の保全及び住民の生活の安全確保の観点から意見を聴くものとします。

(制定の趣旨)

土砂等の埋立て等の目的、件数、規模は市町や地域の実情によって異なります。

市町と県の役割等を整理し、県内一律で生活環境等の保全を図るべき構造基準、適用規模等を設定した条例とする必要がありますが、県条例と同様の効果のある地域に応じた規制制度を設けた市町条例が定められる場合には、適用を除外することが適当です。

このため、条例制定にあたっては、県内一律で生活環境等の保全を図るべき構造基準、適用規模等を設定するとともに、県の条例と同様の効果がある条例を市町が定めるときには、適用を除外することが適当と考えます。

また、新たに市町が条例を制定する際には、県条例の規模要件未満のものを効果的に補完できるものとなるよう連携して規制内容等を検討していくことが適当と考えます。

なお、土砂等の埋立て等の許可にあたっては、地域の意向や状況を的確に把握する必要があるため、許可申請を受理した際、または許可する際には、市町長の意見を聴くことが必要です。

⑬ 経過措置（§ ⑬）

【盛り込むべき内容】

経過措置期間を以下のように定めます。

- 1 条例施行前に土砂等の埋立て等を行っている者については、施行の日から1年間は、条例で定める許可を受けずに引き続き埋立て等を行うことができることとします。
- 2 条例施行前に他法令等の許可を受けて土砂等の埋立て等を行っている者は、該当の許可期間が終了するまでの間は、条例で定める許可を受けずに引き続き埋立て等を行うことができることとします。

（制定の趣旨）

現在、各種法令の規制が及ばない区域や構造基準等が適用されない規模で埋立て等が継続して行われています。

これらの箇所は、各種法令の基準等は適用されていませんが、崩落等のおそれがあるものもあることから条例制定後は、一定の期限を定め、条例に規定する基準に適合させ、安全性を確保する必要があります。

このため、条例施行以前に着手している埋立て等の行為に対しては、把握のための期間と条例で定める各種基準へ適合するための移行期間等の経過措置を設けることが適当と考えます。

また、他法令による許可を受けている埋立て等の行為についても同様に移行期間等の経過措置を設けることが適当と考えます。

4 (5) 罰則等

⑭ 立入検査、報告徴収、命令、罰則 (§ ⑭)

【盛り込むべき内容】

1 立入検査

県は、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査し、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去し、又は関係者に質問することができる制度とします。

立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととします。

2 報告徴収

県は、条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等が発生させる者及び土地所有者に対し、当該土砂等の埋立て等について、必要な事項の報告を求めることができる制度とします。

3 命令

許可基準に適合しないと認められた場合、必要な改善又は停止を命ずることができる制度とします。また、土砂等の埋立て等の許可を受けた者及び許可を受けずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため又は、生活環境の保全上の支障を除去するために、県は命令ができる制度とします。

4 罰則

各条の規定に違反した者に対して罰則を科することができる制度とします。

1) 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

必要な許可又は変更許可を受けずに土砂等の埋立て等を行った場合や、災害の発生を防止するための措置命令に違反した場合等、直ちに災害の危険性や生活環境への影響のおそれがあり違反行為が悪質であるものに対して、その行為を行った者に対しての罰則。

2) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

排水の基準に適合しなかった場合などの措置命令に違反した場合等、直ちに災害の危険性や生活環境への影響のおそれがある違反行為であるものに対して、その行為を行った者に対しての罰則。

3) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

土砂等搬入禁止区域へ土砂等を搬入した場合等、災害の危険性や生活環境への影響のおそれがあり違反行為が悪質であるものに対して、その行為を行った者に対しての罰則。

4) 50万円以下の罰金

搬入した土砂の量の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合や、水質検査結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合等、災害の危険性や生活環境への影響のおそれがある違反行為であるものに対して、その行為を行った者に対しての罰則。

5) 30万円以下の罰金

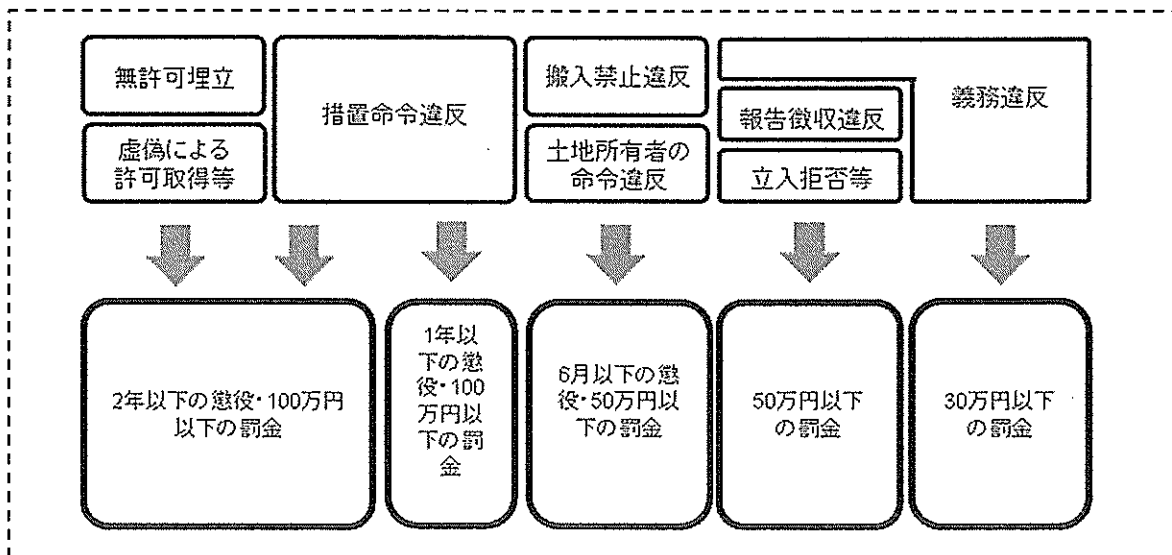
着手の届出、完了・廃止・休止時の再開の届出等、必要な届出をせず、又は虚偽の届出せず、又は虚偽の届出をした場合や、関係書類及び土砂管理台帳を保存しなかった場合等、その他の違反行為に対して、その行為を行った者に対しての罰則。

(制定の趣旨)

現行法令の対象地域外では、土砂等が無秩序に埋立て等され、埋立地等において崩落のおそれがあったとしても、行政指導しか手段がなく、事業者の協力がなければ、災害の防止や生活環境の保全を確保することができません。

このため、土砂等の崩落等の災害発生の防止や生活環境の保全を確保するうえでは、条例による規制に強制力を持たせるために、行政処分や罰則等の規定を設けることが必要と考えます。

条例を適正に執行するために立入検査や報告徴収ができる制度とすることや、県内全域に一定の強制力のある改善措置等が行える制度とし、本条例の実効性を担保するため、各条の規定に違反した者に対して罰則を科すことができる制度とします。



三重県環境審議会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏名	所属名・役職	備考
井川 洋子	三重県農業協同組合中央会 女性連絡会議 会長	
及川 伸二	三重大学大学院医学系研究科 准教授	
上田 和久 (朝尾 高明)	三重県森林組合連合会 代表理事会長	R1.6.24 就任 (R1.6.24 退任)
大八木 麻希	四日市大学環境情報学部 講師	
笠井 瑞穂	三重県商工会連合会 三重県商工会女性部連合会 会長	
片桐 泰明	中部経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 課長	
金森 美智子	日本労働組合総連合会三重県連合会 副会長	
川口 円	三重県議会議員	
川本 一子	北勢綜合法律事務所 三重弁護士会推薦弁護士	
木村 妙子	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	
倉本 崇弘	三重県議会議員	
小林 小代子	公募	
駒田 美弘	三重大学 学長	
小林 貴虎	三重県議会議員	
櫻井 義之 (鈴木 健一)	三重県市長会 会長	R1.6.12 就任 (R1.6.12 退任)
高屋 充子	公募	
田中 耕司	三重県漁業協同組合連合会 参事	
谷口 友見	三重県町村会 会長	
津田 由美子	津商工会議所女性会 副会長	
西場 康弘	三重県経営者協会 専務理事・事務局長	
花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授	
平島 円	三重大学教育学部 教授	
秀田 智彦	中部地方環境事務所 所長	
前田 太佳夫	三重大学大学院工学研究科 教授	
宮岡 邦任	三重大学教育学部 教授	
矢倉 政則	三重県医師会 理事	

三重県環境審議会 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会委員

(50音順 敬称略)

氏名	所属・役職
石川 友裕	三重県弁護士会推薦弁護士
上田 和久	三重県森林組合連合会 代表理事会長 (三重県環境審議会委員)
黒坂 則子	同志社大学法学部 教授
酒井 俊典	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
宮岡 邦任	三重大学教育学部 教授 (三重県環境審議会委員)

環生第17-48号

三重県環境審議会

土砂等の埋立て等の行為に係る問題に対応する条例を制定するため、そのあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和元年5月21日

三重県知事 鈴木英敬



諮 問 理 由

建設工事等に伴い発生する土砂等については、工事現場内での発生抑制や工事間利用等による有効利用が図られているほか、内陸受入地に搬出されており、民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられています。

三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積上げられる事案も見られています。埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっています。

これらの行為に対しては、現状、災害の防止や生活環境の保全等の観点から、既存法令で一定の規制がなされていますが、適用範囲や条件が限られており、効果的な規制指導が困難な場合があります。

また、県内の他地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られていますが、土砂等の埋立て等の行為に対して、県内統一的な規制制度がない状況です。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや大阪万博等の全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあることから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例を制定する必要がある、そのあり方について貴審議会に意見を求めるものです。

今後のスケジュール(案)

令和元年6月	第1回三重県環境審議会三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会 ○三重県土砂条例(仮称)のあり方検討
令和元年7月	第2回三重県環境審議会三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会 ○中間案のとりまとめ
令和元年8月	三重県環境審議会 ○中間案の説明
令和元年8月～9月	中間案のパブリックコメント 市町への意見照会 関係団体への説明
令和元年9月	第3回三重県環境審議会三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会 ○最終案のとりまとめ
令和元年10月	三重県環境審議会 ○最終案報告 ○答申
令和元年11月	県議会への議案提出
令和元年12月	条例の公布
令和2年4月	条例の施行

※網掛け部は、事務局にて実施